

平成31年度主な施策等一覧（子ども青少年局）

区 分	事 項	予 定 額 千円	頁
新 規	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金	38,063	1
	子育て応援拠点の設置	48,126	2
	幼児教育・保育の無償化	2,071,270	3
	医療的ケア児支援に係る連携の促進	3,400	4
	地域療育センター初診前サポートモデル事業	20,212	5
	民間保育所等カウンセラー体制整備モデル事業	3,168	6
	医療的ケア児保育支援モデル事業	13,178	7
	公立保育所の社会福祉法人への移管	135,203	8
	平成32年4月に向けた保育所等利用待機児童対策	2,370,002	9
拡 充	子ども・親総合支援	1,034,979	13
	児童扶養手当	10,447,516	16
	子どもに関する総合計画等の策定	5,479	17
	地域子育て支援拠点の設置	246,162	18
	エリア支援保育所事業	20,074	19
	保育案内人の配置	110,822	20
	病児・病後児デイケア事業	425,104	21
	児童虐待対応支援員の配置	107,355	22

区 分	事 項	予 定 額 千円	頁
拡 充	医療連携支援コーディネーターの配置	3,237	23
	児童相談所における警察との連携	23,367	24
	留守家庭児童健全育成事業助成	2,007,521	25
	子ども医療費の助成	11,088,372	26
	ひとり親家庭応援専門員の配置	63,965	27
	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	118,364	28
	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	5,340	29
	早期子ども発達支援の将来構想に係る調査	8,000	30
	障害児いこいの家事業	34,511	31
	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	4,945	32
	延長保育事業	952,824	33
	私立幼稚園等における一時預かり事業	151,787	34
	私立幼稚園における預かり保育拡充モデル事業	47,044	35
	民間保育所等保育士宿舎借上げ支援事業	66,429	36
	民間保育所等保育士就職マッチング事業	11,590	37
	自立支援担当職員の配置	75,048	38
	にじが丘荘の移転改築	49,279	39
	上飯田児童館セミリニューアル改修の設計	3,400	40

区 分	事 項	予 定 額 千円	頁
拡 充	公立保育所の改修基本調査	3,000	41
	債権管理体制の強化	54,051	42
	保健と福祉の連携強化に向けた環境整備	1,770	43
	不育・不妊専門相談センターの設置	3,141	44
	特定不妊治療費助成事業	691,566	45
	ブロック塀の撤去等	414,706	46

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金	草案頁	21頁
予 定 額	38,063千円		
事業の概要	1 趣 旨 消費税率引上げ（8→10%）の影響等を踏まえ、未婚の児童扶養手当受給者に対して、国による臨時・特別な給付措置を行う。 2 内 容 （1）支給対象者 児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親である者 （2）対象者数（見込） 2,175人 （3）支給額 17,500円 3 財 源 全額国庫補助（10/10）		
担 当 課	子ども未来企画担当部子ども未来企画室 電話972-2522（内線2522）		

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 子育て応援拠点の設置	草案頁	21頁
予 定 額	48, 126 千円		
事業の概要	1 趣 旨 子育て親子の交流の場のほか、一時預かりや相談支援などより充実した支援を提供する子育て応援拠点を設置することにより、支援を必要とする子育て親子を支え、子育ての負担感や不安感を軽減するとともに、児童虐待の未然防止につなげる。 2 事業内容 (1) 対象者 乳幼児及びその保護者 (2) 実施事業 ア 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進 イ 一時預かり（リフレッシュ） ウ 子育て等に関する相談支援の実施 エ 子育て及び子育て支援に関する情報の収集、発信 オ 親支援プログラムの提供、講習会の実施 カ 子育てを支援する団体や機関との協力、連携の強化 (3) 実施か所数 4 か所（公募により事業委託先を選定） (4) 実施予定時期 平成 31 年 10 月		
担 当 課	子育て支援部子育て支援課 電話 9 7 2-2 6 0 1（内線2601）		

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局
教 育 委 員 会

事 項	(新規) 幼児教育・保育の無償化		草案頁	22頁、42頁
予 定 額	6, 3 4 7, 7 5 8 千円		子ども青少年局 教 育 委 員 会	2, 071, 270千円 4, 276, 488千円
事業の概要	1 趣 旨 平成31年10月より幼児教育・保育の無償化が予定されていることから、各種対象となる利用料等の無償化を行う。			
	2 内 容 (いずれも平成31年10月実施)			
	(1) 子どものための教育・保育施設等利用者負担額の改定 (歳出増 989, 656千円、歳入減 2, 428, 405千円)			
	改定内容			
	区 分		改定後	現 行(月額)
	3 歳以上	保育所 認定こども園(2号)	<u>0円</u>	0円～28, 900円
		私立幼稚園(新制度) 認定こども園(1号)	<u>0円</u>	0円～21, 900円
		公立幼稚園	<u>0円</u>	0円～ 8, 200円
	3 歳未満 (住民税非課税世帯)	保育所 認定こども園(3号)	<u>0円</u>	0円～ 3, 800円
	(2) 子育て支援施設等利用給付の実施 (歳出増 5, 328, 102千円) 次に掲げる無償化を実施する。 ・私立幼稚園(新制度未移行園)の保育料・入園料 ・保育の必要性のある3歳以上児の認可外保育施設及び幼稚園の預かり保育の利用料			
(3) 障害児の発達支援に係る利用者負担等の改定 (歳出増 30, 000千円、歳入減 1, 646千円)				
改定内容				
区 分		改定後	現 行(月額)	
障害児通所給付費等に係る利用者負担		<u>0円</u>	月額上限負担額 (0円～37, 200円)	
障害児施設措置費に係る徴収金		<u>0円</u>	0円～152, 900円	
担 当 課	(子ども青少年局) 保 育 部 保育企画室 電話9 7 2－2 5 2 3 (内線 2523) 子育て支援部 子ども福祉課 電話9 7 2－2 5 1 6 (内線 2516) (教 育 委 員 会) 総 務 部 学 事 課 電話9 7 2－3 2 1 4 (内線 3214)			

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 医療的ケア児支援に係る連携の促進	草案頁	23頁
予 定 額	3, 4 0 0 千円		
事業の概要	1 趣 旨 日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下、「医療的ケア児」という。）が安心して地域生活を送ることができるよう、支援に関わる保健・医療・障害福祉・保育・教育等の連携の一層の推進を図るための取り組みを行う。 2 内 容 (1) 医療的ケア児の支援に係る協議の場の設置・運営 ア 委員構成 学識者、障害児通所支援事業所職員はじめ各事業関係者、行政機関など イ 開催回数 年 2 回程度 (2) 医療的ケア児実態把握調査の実施 ア 医療的ケア児数の把握調査（一次調査） 市内における医療的ケア児の人数を把握するため、医療機関など事業関係者に対して調査を実施 イ 支援ニーズ調査（二次調査） 医療的ケア児の支援に係るニーズを把握するため、保護者に対して無記名式のアンケート調査を実施 ※ア、イの調査いずれも愛知県と同時期・同内容で実施予定 (3) 医療的ケア児コーディネーター養成研修の実施 医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターを養成するため、相談支援専門員などを対象に研修を知識・ノウハウ等を有する法人に委託して実施予定		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話 9 7 2 - 2 5 1 6 （内線2516）		

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 地域療育センター初診前サポート モデル事業	草案頁	23頁
予 定 額	20, 212 千円		
事業の概要	1 趣 旨 近年の発達障害の認知の高まりなどを受け、地域療育センターにおける初診待機期間が長期化している。このため、新たに相談受付から診察に至るまでの間に相談・支援を開始する仕組みを構築することで、待機期間中の保護者の不安軽減及び子どもの早期発達支援を図るため、市内1か所でモデル事業として実施する。 2 内 容 ・相談受付から速やかにアセスメントを行う ・アセスメント後、必要に応じて保護者へのカウンセリングや親子遊びなどを通じた子どもの発達支援を実施する ・支援状況を医師等と共有し円滑に診察及び発達検査に繋ぐ 3 配置職員 4名 (内訳) ケースワーカー、心理担当職員、保健師又は看護師、保育士又は児童指導員 ※配置職員は常勤とする 4 実施か所 民間地域療育センター1か所 5 実施時期 平成31年7月		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話972-2516 (内線2516)		

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 民間保育所等カウンセラー体制整備モデル事業	草案頁	23頁
予 定 額	3, 1 6 8 千円		
事業の概要	1 趣 旨 積極的な保育所等利用待機児童対策などにより、保育士・保育教諭の確保が喫緊の課題となってきた現状への対策として、民間保育所等へのカウンセラー（臨床心理士等）派遣にかかる補助を行うモデル事業を実施する。		
	2 内 容		
	(1) 対象事業内容		
	16 区 16 か所の民間保育所等を目途としてモデル実施		
	(2) カウンセリングの目的・対象等		
	区分	モデル事業	備考
	保育士の離職防止	保育士等向けメンタルヘルス研修	年 1 回
		カウンセラー派遣	月 2 回
	保護者支援による 保育士の業務負担 軽減	カウンセラー派遣	
		保護者向け懇談会	年 1 回
(3) 対象経費			
カウンセラー派遣 事務費			
(4) 補助額			
対象経費の 3 / 4 を補助			
担 当 課	保育部保育企画室 電話 9 7 2 - 2 5 2 3 （内線2523）		

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 医療的ケア児保育支援モデル事業	草案頁	24頁
予 定 額	13, 178 千円		
事業の概要	1 趣 旨 日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下、「医療的ケア児」という。）の保育所入所の希望が高まる中、医療的ケア児のニーズへの対応が保育所に求められている。 医療的ケア児が安心して保育所を利用するにあたっての課題や必要な体制について検討するためモデル事業を実施するもの。 2 内 容 医療的ケアの内容やケアに必要な時間などのニーズに応じて、非常勤嘱託看護師または派遣看護師を公立保育所に配置してモデル事業を実施 《参 考》 医療的ケアの例 経管栄養、導尿、たん吸引、酸素吸入、ネブライザー吸入、インシュリン注射（血糖値測定を含む）		
担 当 課	保育部保育運営課 電話 9 7 2 - 3 0 9 5 （内線3095）		

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 公立保育所の社会福祉法人への移管	草案頁	24頁
予 定 額	1 3 5, 2 0 3 千円		
事業の概要	1 趣 旨 公立保育所は、社会福祉法人への移管または統廃合を進め、78 か所まで集約化し、機能強化を図る。		
	2 内 容		
	(1) 平成 32 年度移管関係分 1 0 5, 6 0 6 千円		
	区名	保育所名	実施内容
	北	宮 前 保 育 園	引継ぎ共同保育 補修工事 測量・不動産鑑定 等
	南	宝 生 保 育 園	
	守山	大 永 寺 保 育 園	
	(2) 平成 33 年度移管関係分 1, 6 2 5 千円		
	区名	保育所名	実施内容
	北	鳩 岡 保 育 園	移管先法人の選定懇談会経費 等
緑	松 が 根 保 育 園		
名東	藤 が 丘 保 育 園		
(3) その他 2 7, 9 7 2 千円 やだ保育園旧園舎解体工事 等 やだ保育園（東区）：平成 27 年度移管（園舎貸与） 平成 30 年度移転			
担 当 課	保育部保育運営課 電話 9 7 2 - 3 0 9 3 （内線3093）		

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 平成32年 4 月に向けた保育所等利用待機児童対策	草案頁	23頁 24頁																																				
予 定 額	2, 3 7 0, 0 0 2 千円																																						
事業の概要	1 趣 旨 本市では、これまで待機児童対策に積極的に取り組んできた結果、5年連続で国の調査要領に基づく待機児童ゼロを達成した。 しかしながら、平成 30 年 4 月において保育所等を利用できていない児童が 833 人おり、平成 30 年のニーズ調査の結果から、今後とも利用希望の増加が見込まれるため、平成 32 年 4 月の待機児童ゼロを目指し、子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、引き続き対策を行う。 2 内 容 (1) 実施か所数等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>金 額</th><th>か所数</th><th>利用枠拡大数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間保育所等の整備(新設)</td><td>338,565 千円</td><td>2 か所</td><td>150 人(60 人)</td></tr> <tr> <td>民間保育所等の整備(移転改築)</td><td>249,858 千円</td><td>1 か所</td><td>96 人(25 人)</td></tr> <tr> <td>民間保育所等の定員増を伴う老朽改築</td><td>561,907 千円</td><td>3 か所</td><td>48 人(34 人)</td></tr> <tr> <td>幼稚園から認定こども園への移行</td><td>71,355 千円</td><td>1 か所</td><td>30 人(15 人)</td></tr> <tr> <td>賃貸方式による民間保育所(本園)の設置</td><td>980,172 千円</td><td>22 か所</td><td>1,320 人(660 人)</td></tr> <tr> <td>賃貸方式による民間保育所(分園)の設置</td><td>18,469 千円</td><td>1 か所</td><td>20 人(20 人)</td></tr> <tr> <td>小規模保育事業所の設置</td><td>149,676 千円</td><td>6 か所</td><td>114 人(114 人)</td></tr> <tr> <td>計</td><td>2,370,002 千円</td><td>36 か所</td><td>1,778 人(928 人)</td></tr> </tbody> </table> 注 1 : 金額については、待機児童対策としての新たな整備費等を計上 注 2 : 利用枠拡大数の()は、3 歳未満児 (再掲) (2) 賃貸方式による民間保育所(本園)の賃借料補助の拡充 国の補助事業を活用するとともに、建物賃借料補助基準額を引き上げる。 月額 7 3 4, 0 0 0 円 → 1, 0 0 0, 0 0 0 円 (平成 31 年度整備分から)			区 分	金 額	か所数	利用枠拡大数	民間保育所等の整備(新設)	338,565 千円	2 か所	150 人(60 人)	民間保育所等の整備(移転改築)	249,858 千円	1 か所	96 人(25 人)	民間保育所等の定員増を伴う老朽改築	561,907 千円	3 か所	48 人(34 人)	幼稚園から認定こども園への移行	71,355 千円	1 か所	30 人(15 人)	賃貸方式による民間保育所(本園)の設置	980,172 千円	22 か所	1,320 人(660 人)	賃貸方式による民間保育所(分園)の設置	18,469 千円	1 か所	20 人(20 人)	小規模保育事業所の設置	149,676 千円	6 か所	114 人(114 人)	計	2,370,002 千円	36 か所	1,778 人(928 人)
区 分	金 額	か所数	利用枠拡大数																																				
民間保育所等の整備(新設)	338,565 千円	2 か所	150 人(60 人)																																				
民間保育所等の整備(移転改築)	249,858 千円	1 か所	96 人(25 人)																																				
民間保育所等の定員増を伴う老朽改築	561,907 千円	3 か所	48 人(34 人)																																				
幼稚園から認定こども園への移行	71,355 千円	1 か所	30 人(15 人)																																				
賃貸方式による民間保育所(本園)の設置	980,172 千円	22 か所	1,320 人(660 人)																																				
賃貸方式による民間保育所(分園)の設置	18,469 千円	1 か所	20 人(20 人)																																				
小規模保育事業所の設置	149,676 千円	6 か所	114 人(114 人)																																				
計	2,370,002 千円	36 か所	1,778 人(928 人)																																				
担 当 課	保育部保育企画室 電話 9 7 2 - 3 1 8 2 (内線 3182)																																						

民間保育所等の整備

〔新設 2 か所〕

整備予定地	中川区野田三丁目	守山区大字上志段味
施設種別	認定こども園	保育所
事業主体	学校法人 福寿学園	社会福祉法人 桔梗福祉会
定員 (3歳未満児再掲)	60 人 (30 人)	90 人 (30 人)
開所予定	平成 32 年 4 月	

〔移転改築 1 か所〕

現施設名	いりなか保育園
整備予定地	昭和区川名山町・滝川町
施設種別	保育所
事業主体	社会福祉法人 杵中福祉会
定員 (3歳未満児再掲)	70 人 → 166 人 ^{※1} (31 人) → (56 人)
改築予定	平成 32 年 4 月

※1 改築後の定員には、現園を分園で活用する 29 人(29 人)を含む

民間保育所等の定員増を伴う老朽改築

〔改築３か所〕

現 施 設 名	オアシスあじま保育園	愛知保育園
整 備 予 定 地	北区楠味鈍五丁目	中川区愛知町
施 設 種 別	保育所	保育所
事 業 主 体	社会福祉法人 やすらぎの郷	社会福祉法人 N U A
定 員 (３歳未満児再掲)	108 人 → 120 人 (31 人) → (43 人)	33 人 → 54 人 (14 人) → (24 人)
改 築 予 定	平成 32 年 4 月	

現 施 設 名	ほしざき保育園
整 備 予 定 地	南区鳴尾二丁目
施 設 種 別	保育所
事 業 主 体	社会福祉法人 名南子どもの家
定 員 (３歳未満児再掲)	120 人 → 135 人 (48 人) → (60 人)
改 築 予 定	平成 32 年 4 月

幼稚園から認定こども園への移行

〔改築１か所〕

現 施 設 名	戸田桜台幼稚園
整 備 予 定 地	中川区供米田二丁目
施 設 種 別	幼稚園 → 認定こども園
事 業 主 体	学校法人 桜台学園
定 員 (３歳未満児再掲)	209 人 → 195 人※ ¹ (0 人) → (15 人)
移 行 予 定	平成 32 年 4 月

※ 1 移行後の定員は 1 号定員 165 人を含み、保育の利用枠拡大数は 30 人(15 人)

公募スケジュール（予定）

区 分	賃貸方式による民間保育所(本園)の設置		小規模保育事業所の設置
	第 1 期	第 2 期	
か 所 数	22 か所		6 か所 〔うち幼稚園での 実施分 1 か所〕
受 入 年 齢 (定 員)	0 歳児～5 歳児 (60 人)		0 歳児～2 歳児 (13～19 人)
公募要項公表 (公募開始)	平成 31 年 3 月中旬		平成 31 年 3 月中旬
応 募 締 切	平成 31 年 6 月上旬	平成 31 年 7 月上旬	平成 31 年 6 月上旬
法 人 決 定	平成 31 年 6 月下旬	平成 31 年 7 月下旬	平成 31 年 6 月下旬
開 所 予 定 日	平成 32 年 4 月 1 日		平成 31 年 10 月 1 日 又は 平成 32 年 4 月 1 日

※ 民間保育所等の整備(新設)については、予算成立を前提として、平成 30 年 8 月～10 月に公募実施済。

※ 賃貸方式による民間保育所(分園)の設置（1 か所）については、時期未定。

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局
健康福祉局

事 項	(拡充) 子ども・親総合支援	草案頁	20頁				
予 定 額	1, 0 4 3, 6 9 4 千円 <table><tr><td>子ども青少年局</td><td>1, 0 3 4, 9 7 9 千円</td></tr><tr><td>健康福祉局</td><td>8, 7 1 5 千円</td></tr></table>			子ども青少年局	1, 0 3 4, 9 7 9 千円	健康福祉局	8, 7 1 5 千円
子ども青少年局	1, 0 3 4, 9 7 9 千円						
健康福祉局	8, 7 1 5 千円						
事業の概要	1 趣 旨						
	さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に対して総合的に支援し、子どもの目の前の進路にとどまらず将来の針路を応援するとともに、子ども自身が自分で職業だけでなく生涯を通じたライフプランを描けるよう発達段階に応じた支援を行う。						
	2 内 容						
	(1) 子どもライフキャリアサポートモデル事業（継続）						
	[子ども青少年局]						
	ア 概 要						
	小学校から高校までの子どもが夢や目標に向かって自ら踏み出せる力を身につけることができるよう、キャリアの専門家が学校に常駐し、将来について考えるための情報や機会を提供し、子どもや保護者からの相談に対応						
	イ 予定額						
	1 0 4, 0 0 5 千円						
	ウ 実施校数						
小学校 2 校、中学校 2 校、高校 2 校							
(2) 家庭訪問型相談支援モデル事業（拡充）							
[子ども青少年局]							
ア 概 要							
不登校、成績などさまざまな悩みを抱える子どもと保護者の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減するため、訪問支援員による家庭訪問での相談や、適切な関係機関等へつなぐ支援を実施							
イ 予定額							
5 4 7, 0 7 8 千円							
ウ 対象者数							
<table><tr><td>31 年度</td><td>前年度比較</td></tr><tr><td>中高生 500 人</td><td>200 人増</td></tr></table>			31 年度	前年度比較	中高生 500 人	200 人増	
31 年度	前年度比較						
中高生 500 人	200 人増						

(3) 高校生世代への学習・相談支援事業

[子ども青少年局・健康福祉局]

ア 概 要

子ども青少年局と健康福祉局で、一体となって実施してきた「高校生の学習継続支援事業」を拡充し、子どもの将来の針路を応援するため、学習支援や巡回相談を行うとともに、個別支援が必要な子どもを適切な支援につなぐ事業を実施

イ 対象者

中学生の学習支援事業に参加した高校生等

ウ 予定額

子ども青少年局 40,829千円

健康福祉局 8,715千円

エ 内 容

(ア) 学習会場における支援（拡充）

サポーターによる高校等進学後の学習のフォローや居場所の提供、不参加児童の近況把握

・ 学習会場数

区 分	31 年度	前年度比較
子ども青少年局	118 か所	7 か所増
健 康 福 祉 局	32 か所	増減なし
計	150 か所	7 か所増

・ 実施回数

区 分	31 年度	前年度比較
子ども青少年局	52 回	増減なし
健 康 福 祉 局		

(イ) 巡回相談における支援（新規）

巡回支援員が各学習会場(150か所)を年3～4回ずつ巡回し、針路情報の提供・相談対応

(ウ) 「針路探し講演会」の実施（新規）

巡回支援員によるヒアリングの中で出てきた、主な話題・関心事に関し、専門家等の講演会を年2回開催

(4) ナゴヤ型若者の就労支援（新規）

[子ども青少年局]

ア 概 要

社会的自立が困難な若者一人ひとりに対して相談から就職、職場定着まで新たに総合的・包括的な一貫した支援を実施

イ 予定額

270,067千円

	ウ 内容等 (ア) 子ども・若者総合相談センター ・伴走型支援体制の構築（平成31年7月予定） 自立までの一貫した支援を行うため、各支援機関で行う支援内容のコーディネートやケースワークを担当する相談員等を配置し、体制を拡充 ・ランチ窓口の設置（平成31年10月予定） 子ども・若者が気軽に相談することができるよう新たにランチ窓口を設置し、オープン型交流スペースにおける相談やSNSを活用した相談を実施 (イ) 新たな就労支援事業（平成31年10月予定） 就労困難な若者が本人の特性や能力に応じた働き方ができるよう、若者と企業の両方をサポートする新たな就労支援事業を実施するとともに、経済団体と連携して啓発等を実施 (ウ) 若者自立支援ステップアップ事業（平成31年4月予定） 生活リズムを整えるなど自立に向けた準備を支援している若者自立支援ステップルームにおいて、親をはじめとした家族に対するライフプラン作成等の親支援サービスを新たに実施 (エ) 若者自立支援ジャンプアップ事業（平成31年4月予定） 厚生労働省事業であるなごや地域若者サポートステーションの受託事業者に市が別途委託し、企業における社会体験の機会の提供など就労困難な若者の就職準備に向けた支援を実施 (5) 子どもの権利擁護機関の設置（新規） 〔子ども青少年局〕 ア 概 要 公平・中立かつ専門的な立場から、子どもの最善の利益の確保を目的に、第三者機関としての子どもの権利擁護機関を設置するとともに、地域に根差した子どもの権利の啓発等を実施 イ 予定額 73,000千円 ウ 開設時期（予定） 平成32年1月
担 当 課	【子どもライフキャリアサポートモデル事業、家庭訪問型相談支援モデル事業、子どもの権利擁護機関の設置に関すること】 子ども青少年局子ども未来企画室 電話972-3025（内線3025） 【高校生世代への学習・相談支援事業に関すること】 子ども未来企画室 電話972-3025（内線3025） 健康福祉局保護課 電話972-2598（内線2598） 【ナゴヤ型若者の就労支援に関すること】 子ども青少年局青少年家庭課 電話972-3256（内線3256）

平成 31 年度主な施策等一覧

子 ども 青 少 年 局

事 項	(拡充) 児童扶養手当	草案頁	21頁																									
予 定 額	1 0 , 4 4 7 , 5 1 6 千円																											
事業の概要	1 趣 旨 児童扶養手当について、関係法令の改正に伴い、支払期月の変更等を行う。 2 主な内容 (1) 児童扶養手当の支払期月の変更 4 か月分ずつ年 3 回 (4 月、8 月、12 月支払) → 2 か月分ずつ年 6 回 (1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月支払) ※平成31年11月支払分から実施 (2) 支給制限の適用期間の改正 所得の適用期間は 8 月分から翌年 7 月分まで → 31 年度所得の適用期間より 11 月分から翌年 10 月分まで 3 その他 手当月額を物価スライドにより下表のように増額改定する。 (アップ率 1.0%) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th>平成31年度</th><th>平成30年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 1 子</td><td>全部支給</td><td>42,910円</td><td>42,500円</td></tr> <tr> <td>一部支給</td><td>42,900円～10,120円</td><td>42,490円～10,030円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 子加算</td><td>全部支給</td><td>10,140円</td><td>10,040円</td></tr> <tr> <td>一部支給</td><td>10,130円～5,070円</td><td>10,030円～5,020円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第 3 子以降 加算 (1 人 につき)</td><td>全部支給</td><td>6,080円</td><td>6,020円</td></tr> <tr> <td>一部支給</td><td>6,070円～3,040円</td><td>6,010円～3,010円</td></tr> </tbody> </table> ※全部支給及び一部支給 (支給額) は受給者本人等の所得に応じ決定 (参考) 名古屋市ひとり親家庭手当においても、上記 2 の変更を行う。			区分		平成31年度	平成30年度	第 1 子	全部支給	42,910円	42,500円	一部支給	42,900円～10,120円	42,490円～10,030円	第 2 子加算	全部支給	10,140円	10,040円	一部支給	10,130円～5,070円	10,030円～5,020円	第 3 子以降 加算 (1 人 につき)	全部支給	6,080円	6,020円	一部支給	6,070円～3,040円	6,010円～3,010円
区分		平成31年度	平成30年度																									
第 1 子	全部支給	42,910円	42,500円																									
	一部支給	42,900円～10,120円	42,490円～10,030円																									
第 2 子加算	全部支給	10,140円	10,040円																									
	一部支給	10,130円～5,070円	10,030円～5,020円																									
第 3 子以降 加算 (1 人 につき)	全部支給	6,080円	6,020円																									
	一部支給	6,070円～3,040円	6,010円～3,010円																									
担 当 課	子ども未来企画担当部 子ども未来企画室 電話 972-2522 (内線 2522)																											

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 子どもに関する総合計画等の策定	草案頁	21頁
予 定 額	5, 4 7 9 千円		
事業の概要	1 趣 旨 なごや子ども条例に基づく「子どもに関する総合計画」である「なごや子ども・子育てわくわくプラン2015」及び子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」である「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が平成31年度で終了するため、両計画を引き継ぐ次期計画を一体的に策定する。 2 平成31年度のスケジュール（予定） 平成31年 6 月 次期計画にかかる「なごや子ども・子育て支援協議会」からの答申 12月 次期計画パブリックコメントの実施 平成32年 3 月 次期計画策定 （参考）これまでの経緯 平成30年 7 月 子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の実施 平成31年 2 月 次期計画策定に向け「なごや子ども・子育て支援協議会」へ諮問（予定）		
担 当 課	企画経理課 電話 9 7 2 － 3 0 2 3 （内線3023）		

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 地域子育て支援拠点の設置	草案頁	21頁				
予 定 額	2 4 6 , 1 6 2 千円						
事業の概要	1 趣 旨 家庭や地域における子育て機能の低下に伴う子育て中の親の孤立感、不安感の増大等に対応するため、子ども・子育て支援新制度に基づき、どの地域でも同じレベルのサービスを提供する地域子育て支援拠点を中学校区に順次設置することにより、子育ての不安感、負担感等を緩和するとともに、地域の子育て力の向上を図る。 2 事業内容 (1) 対象者 乳幼児及びその保護者 (2) 開設日時 週 5 日以上、かつ 1 日 5 時間以上 (3) 実施事業 ア 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進 イ 子育て等に関する相談、援助の実施 ウ 地域の子育て関連情報の提供 エ 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施(月 1 回以上) オ 地域及び関係機関との協力、連携 3 拡充内容 (1) 実施か所数 <table><tr><td>31 年度</td><td>前年度比較</td></tr><tr><td>56 か所</td><td>16 か所増</td></tr></table> (2) 実施方法 公募により事業委託先を選定 (3) 公募対象地域 地域子育て支援拠点、保育所等地域子育て支援センター又は子ども・子育て支援センターが設置されていない中学校区 (4) 実施予定時期 平成 31 年 10 月			31 年度	前年度比較	56 か所	16 か所増
31 年度	前年度比較						
56 か所	16 か所増						
担 当 課	子育て支援部子育て支援課 電話 9 7 2 - 2 6 0 1 (内線2601)						

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) エリア支援保育所事業	草案頁	21頁								
予 定 額	20,074千円										
事業の概要	1 趣 旨 地域における保育の質の向上と子育て支援の充実を図るため、各エリアにおいて研修を始めとする事業の企画・調整や関係機関同士のネットワークを構築するためのコーディネート等を行うエリア支援保育所事業の実施か所数を拡大する。										
	2 内 容 (1) 事業内容 ア 保育の質の向上 ・保育の質の向上を目的とした研修等の企画・調整 ・個別相談支援や事例検討会開催等、公立・民間保育所等におけるセーフティネット機能確保のための働きかけ イ 地域の子育て家庭への支援 ・保護者同士の交流会開催や個別相談支援等、身近な場所での当事者目線に立った支援 ・区役所や保健センター等の関係機関とのネットワークの構築										
	(2) 実施か所数										
	<table><tr><th>区 分</th><th>31 年度 実施か所数</th><th>増 減</th></tr><tr><td>サポート園 (「ユニット」の中心となり、事業の企画調整等を行う保育所)</td><td>16 か所</td><td>3 か所増 (白金 (昭和区) 高蔵 (熱田区) 宝 (南区)</td></tr><tr><td>一 般 園 (サポート園と連携・協力して事業を行う保育所)</td><td>13 か所</td><td>6 か所増 (春里、宮根 (千種区) 直来、新開 (瑞穂区) 丸池、港西 (港区)</td></tr></table>			区 分	31 年度 実施か所数	増 減	サポート園 (「ユニット」の中心となり、事業の企画調整等を行う保育所)	16 か所	3 か所増 (白金 (昭和区) 高蔵 (熱田区) 宝 (南区)	一 般 園 (サポート園と連携・協力して事業を行う保育所)	13 か所
区 分	31 年度 実施か所数	増 減									
サポート園 (「ユニット」の中心となり、事業の企画調整等を行う保育所)	16 か所	3 か所増 (白金 (昭和区) 高蔵 (熱田区) 宝 (南区)									
一 般 園 (サポート園と連携・協力して事業を行う保育所)	13 か所	6 か所増 (春里、宮根 (千種区) 直来、新開 (瑞穂区) 丸池、港西 (港区)									
	※各地域において、サポート園と一般園が2～4園でユニットを組み、協力してエリア内で事業を実施										
担 当 課	保育部保育運営課 電話972-3095 (内線3095)										

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 保育案内人(ほいくあんないびと)の配置	草案頁	21頁
予 定 額	1 1 0 , 8 2 2 千円		
事業の概要	1 趣 旨 区役所・支所において、保育所等に関する情報提供、相談など個々のニーズに即したきめ細やかな対応を専門的に行う嘱託職員として保育案内人(ほいくあんないびと)を配置している。 子育て世帯の多く集まる地域の子育てサロンなどへの出張相談の実施等により、相談体制を強化するため、保育案内人の配置を拡充する。 2 内 容 (1) 新たに配置する人数 4 人 (東区・北区・瑞穂区・守山区) ※平成30年度：26人→平成31年度：30人 (2) 配置予定時期 平成31年 7 月 (3) 主な業務内容 ア 区役所窓口等における保育サービスに関する相談や案内 イ 保育利用申込書の記載方法等の案内 ウ 保育所等利用保留児童及び保護者の状況把握(アフターフォロー)や相談記録の作成 エ 多様な保育サービス等に関する情報収集や情報提供 オ 地域の子育てサロン等への出張相談		
担 当 課	保育部保育企画室 電話 9 7 2 - 2 5 2 3 (内線 2523)		

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 病児・病後児デイケア事業	草案頁	21頁															
予 定 額	4 2 5, 1 0 4 千円																	
事業の概要	1 趣 旨 病気または病気回復期にあり集団保育等が困難な児童を施設で一時的に預かる病児・病後児デイケア事業について、医療機関型の実施か所数の拡大等により、子育て支援の充実を図る。 2 内 容 (1) 対象児童 ア 単独型・保育所型 病気回復期にある児童 イ 医療機関型 病気または病気回復期にある児童 (2) 対象年齢 生後6か月～原則小学6年生 (3) 開設時間 月曜日～土曜日の8時～18時（原則） (4) 実施か所数 <table><tr><td>区 分</td><td>31 年度</td><td>増 減</td></tr><tr><td>単 独 型</td><td>1 か所</td><td>—</td></tr><tr><td>保 育 所 型</td><td>1 か所</td><td>—</td></tr><tr><td>医療機関型</td><td>20 か所</td><td>2 か所増</td></tr><tr><td>計</td><td>22 か所</td><td>2 か所増</td></tr></table> (5) その他 損害保険の一括加入の導入			区 分	31 年度	増 減	単 独 型	1 か所	—	保 育 所 型	1 か所	—	医療機関型	20 か所	2 か所増	計	22 か所	2 か所増
区 分	31 年度	増 減																
単 独 型	1 か所	—																
保 育 所 型	1 か所	—																
医療機関型	20 か所	2 か所増																
計	22 か所	2 か所増																
担 当 課	保育部保育企画室 電話 9 7 2 － 2 5 2 3 （内線2523）																	

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 児童虐待対応支援員の配置	草案頁	21頁
予 定 額	1 0 7 , 3 5 5 千円		
事業の概要	1 趣 旨 増加し続ける児童虐待相談に対して、地域に身近な窓口である区役所が、児童相談所との適切な役割分担のもとで、より迅速かつ的確な対応を図ることができる体制を整備するため、区役所に配置している児童虐待対応支援員を増員する。 2 内 容 (1) 増員数 児童虐待対応支援員を 4 名増員 (※) し、26 名配置する。 ※楠支所・山田支所・南陽支所・志段味支所へ増員配置予定 (2) 主な業務内容 ・社会福祉事務所に対する児童虐待通告に関し、家庭訪問を含む調査、必要な実情の把握 (児童の安全確認を含む) ・児童虐待事案について、児童相談所等と情報交換を実施する等の関係機関との連携業務 ・社会福祉事務所が所管する児童虐待事案について、定期的な家庭訪問などの継続指導 ・児童の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ実施する必要な調査及び指導並びにこれらに付随する業務 (参 考) 児童相談所と兼務の児童福祉司を社会福祉事務所へ新たに 2 名増員配置 (山田支所・志段味支所) 予定 (16 区・6 支所に配置) 児童虐待対応支援員に代えて正規職員を配置するもの		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話 9 7 2 - 3 9 7 8 (内線3978)		

平成 31 年度主な施策等一覧

子 ども 青 少 年 局

事 項	(拡充) 医療連携支援コーディネーター の配置	草案頁	21頁
予 定 額	3, 2 3 7 千円		
事業の概要	1 趣 旨 医療を必要とする子どもの保護の体制強化を図るため、医療機関へ委託一時保護する子どもの入退院の調整及び退院後の処遇に係る調整等を行う嘱託職員を児童相談所に配置する。 2 内 容 (1) 配置場所及び人数 中央児童相談所 1 人 (2) 配置予定時期 平成 31 年 7 月 (3) 主な業務内容 ア 児童相談所と医療機関との間における子どもの入退院に向けた調整 イ 子どもの退院後の処遇に係る調整（児童養護施設などの入所先、保護者、関係機関等との調整） ウ 子どもの退院後の受入先の確保		
担 当 課	児童福祉センター中央児童相談所 電話 7 5 7 - 6 1 1 1（代表）		

平成 31 年度主な施策等一覧

子 ども 青 少 年 局

事 項	(拡充) 児童相談所における警察との連携	草案頁	22頁
予 定 額	23,367千円		
事業の概要	1 趣 旨 児童相談所と警察との連携について、関係の構築などの所期の目的は達せられたものの、引き続き連携した対応を推進し児童虐待の迅速かつ効果的な対応を図るため、現職警察官のほか、警察官OBの嘱託職員である警察連絡調整員を児童相談所に配置する。 2 内 容 (1) 配置職員 平成 30 年度 計 3 人 (現職警察官 各児童相談所 1 人) ↓ 平成 31 年度 計 4 人 (現職警察官 中央児童相談所 1 人 警察連絡調整員 各児童相談所 1 人) (2) 主な業務内容 ア 警察機関との連絡調整 イ 安全確認、立入調査、臨検・捜索等を円滑かつ効果的に行うための同行、指導・助言等 ※現職警察官が総括機能		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話 972-2516 (内線 2516)		

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 留守家庭児童健全育成事業助成	草案頁	22頁
予 定 額	2, 0 0 7, 5 2 1 千円		
事業の概要	1 趣 旨 保護者が就労等により下校後不在である児童の健全育成を図ることを目的とした地域の留守家庭児童育成会（以下、育成会という）に対する運営助成について、育成会の運営に係る事務負担の軽減を図るため、経理事務の経費の一部を助成する事務負担軽減助成を創設し、制度の拡充を行う。 2 事務負担軽減助成の内容 (1) 助成対象 運営において、経理事務等の業務を税理士や公認会計士などへ外部委託している育成会 (2) 助成金 外部委託経費の 3 分の 2（上限年 120 千円） (3) 予定額 2 1, 0 0 0 千円（120 千円×175 か所）		
担 当 課	青少年家庭部放課後事業推進室 電話 9 7 2 － 3 0 9 6（内線3096）		

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 子ども医療費の助成	草案頁	22頁
予 定 額	11,088,372 千円		
事業の概要	1 趣 旨 現行政令市トップクラスの制度である子ども医療費助成の対象者をさらに拡大することにより、子どもの健康を守るとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する。 2 内 容 (1) 対象者の拡大 入院分について、18 歳に達する日以後の最初の年度末まで拡大 (平成 30 年度 入院、通院ともに中学校 3 年生まで) (2) 実施予定時期 平成 32 年 1 月 3 事業内容 (1) 対象者 市内に住所があり、医療保険に加入している子ども（生活保護受給者を除く） 入院分は 18 歳に達する日以後の最初の年度末まで、通院分は中学校 3 年生まで (2) 助成範囲 医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分 (3) 所得制限・一部負担金 ともになし		
担 当 課	子育て支援部子育て支援課 電話 9 7 2 - 2 6 0 1 (内線2601)		

平成 31 年度主な施策等一覧

子 ども 青 少 年 局

事 項	(拡充) ひとり親家庭応援専門員の配置	草案頁	22頁
予 定 額	63,965千円		
事業の概要	1 趣 旨 母子・父子自立支援員と連携して、家庭訪問等を行い、より身近なところでひとり親家庭の様々な相談に応じ、必要な指導や支援を行うなどの相談体制を強化するため、ひとり親家庭応援専門員の配置を拡充する。 2 内 容 (1) 新たに配置する人数 4人 (東区・西区・昭和区・熱田区) ※既配置 12区(各区1人) (千種・北・中村・中・瑞穂・中川・港・南・守山・緑・名東・天白) (2) 配置予定時期 平成31年7月 (3) 主な業務内容 ア 児童扶養手当現況届提出時において配付する「お困りごと相談票」に基づく相談 イ 家庭訪問等による相談支援及び情報提供 ウ 求職情報の提供や企業等への同行支援による就業支援 エ ひとり親が不安とする子どもの教育等について、関係機関との連携を図り地域において支援		
担 当 課	子ども未来企画担当部子ども未来企画室 電話972-2522(内線2522)		

平成 31 年度主な施策等一覧

子 ども 青 少 年 局

事 項	(拡充) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	草案頁	22頁
予 定 額	1 1 8 , 3 6 4 千円		
事業の概要	1 趣 旨 看護師等の専門資格の取得を促進し、ひとり親家庭の親の就職を容易にするため、当該資格の養成機関修学中に給付金を支給する高等職業訓練促進給付金事業について、支給月額を増額等により支援の充実を図る。 2 拡充内容 (1) 支給月額 修学期間の最後の 1 年間について増額 住民税非課税世帯 1 0 万円 → 1 4 万円 住民税課税世帯 7 万 5 0 0 円 → 1 1 万 5 0 0 円 (2) 支給期間 修学期間全期間(上限 3 年) → 修学期間全期間(上限 4 年)		
担 当 課	子ども未来企画担当部子ども未来企画室 電話972-2522 (内線2522)		

平成 31 年度主な施策等一覧

子 ども 青 少 年 局

事 項	(拡充) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	草案頁	22頁
予 定 額	5, 3 4 0 千円		
事業の概要	1 趣 旨 ひとり親家庭の親が就労の安定に向け、介護資格など事前指定を受けた教育訓練講座を受講し、修了した場合にその受講費用の一部を給付する自立支援教育訓練給付金事業について、対象資格の追加等により支援の拡充を図る。 2 拡充内容 (1) 対象資格 看護師等の専門資格を目指す講座を対象に追加 ※雇用保険における専門実践教育訓練給付の対象となる講座のうち、看護師等の業務独占資格・名称独占資格の取得を目指すものに限る。 (2) 支給上限 受講費用の6割を支給するが、(1)の対象講座を受講する者について上限額を引き上げる。 上限 20万円 → 上限 80万円 (修学年数×20万円)		
担 当 課	子ども未来企画担当部子ども未来企画室 電話972-2522 (内線2522)		

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 早期子ども発達支援の将来構想に係る調査	草案頁	23頁
予 定 額	8, 0 0 0 千円		
事業の概要	1 趣 旨 障害児や発達に遅れのある子どもを取り巻く環境が大きく変化している状況の中、就学前の子どもの発達支援（以下「早期子ども発達支援」という。）のニーズは増加しているとともに、支援の質も変化を求められており、あらためて本市における早期子ども発達支援体制を再構築する必要がある。 平成31年度はこれまで実施してきた各種調査などの結果を踏まえ、長期的な視点に立った今後の早期子ども発達支援に関する計画を検討するための調査を委託するもの。 2 主な業務内容 (1) 地域の発達支援の中核施設となる地域療育センター及び児童発達支援センターの今後のあり方に関する調査 (2) 長期的視点に立った地域療育センター及び児童発達支援センターの配置等に関する調査 (3) その他早期子ども発達支援に関する計画策定に必要な業務		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話 9 7 2 - 2 5 1 6 (内線2516)		

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 障害児いこいの家事業	草案頁	23頁
予 定 額	34,511千円		
事業の概要	1 趣 旨 障害児福祉の充実を図るため、発達に遅れや不安がある子どもを持つ保護者が気軽に立ち寄り、子どもの発達について相談し、同じ悩みを持つ保護者同士が交流できるほか、親子遊びなどを通じて子どもの発達支援を促す場である「障害児いこいの家」について、実施か所数の拡充を行う。 2 内 容 (1) 対象世帯 発達に遅れや不安のある子どもとその保護者 (2) 実施か所数 12 か所 → 14 か所 (2 か所増) (3) 拡充予定時期 平成 31 年 8 月 (4) 事業者の選定 公募により実施 (5) 事業者向け研修の実施 障害児いこいの家事業を行う事業者に対して、事業の質を確保するために研修を実施		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話 9 7 2 - 2 5 1 6 (内線2516)		

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費 助成事業	草案頁	23頁
予 定 額	4, 9 4 5 千円		
事業の概要	1 趣 旨 身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入又は修理にあたり必要な費用の一部又は全部を助成する事業について、当該児童の教育・言語訓練及び生活適応訓練のさらなる促進を図るため、助成率の拡充を行う。 2 内 容 (1) 対象者（以下のア～エのすべてを満たす者） ア 市内に住所を有している 18 歳未満の者 イ 左右いずれかの耳の聴力レベルが 30dB 以上である者 ウ 補聴器の使用が必要と医師に判断された者 エ 市民税所得割 46 万円以上の者がいない世帯に属する者 (2) 助成基準額 厚生労働省告示「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」に掲げる各補聴器及び付属品の金額に準ずる。 ※片耳当たり助成基準上限額 (購入) 137,000 円 (修理) 98,000 円 (3) 助成率 現に補聴器の購入又は修理に要した費用の 3 分の 2 ↓ 現に補聴器の購入又は修理に要した費用の 10 分の 9 ※各助成基準額の 10 分の 9 を上限額とする ※生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の場合は従前どおり全額市が負担		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話 9 7 2 - 2 5 1 6 (内線2516)		

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 延長保育事業	草案頁	23頁																															
予 定 額	9 5 2 , 8 2 4 千円																																	
事業の概要	1 趣 旨 保育所等において利用時間帯を超えて延長して保育を行う延長保育について実施か所数を拡大することにより、保護者の就労時間の多様化に対応する。 2 実施か所数 ・通常の開所時間からの延長保育(11 時間を超えて保育する場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th><th>31 年度</th><th>増 減</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 時 間 延 長</td><td>公 立</td><td>83 か所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>民 間</td><td>314 か所</td><td>27 か所増</td></tr> <tr> <td>2 時 間 延 長</td><td>民 間</td><td>15 か所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>4 時 間 延 長</td><td>民 間</td><td>4 か所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>6 時 間 延 長</td><td>民 間</td><td>2 か所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>夜 間 保 育 延 長 (翌午前 1 時までの延長保育)</td><td>民 間</td><td>4 か所</td><td>—</td></tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td><td>422 か所</td><td>27 か所増</td></tr> </tbody> </table> ※上記のほか、保育短時間認定児の延長保育について、保育所、認定こども園、地域型保育事業所で実施			区 分		31 年度	増 減	1 時 間 延 長	公 立	83 か所	—	民 間	314 か所	27 か所増	2 時 間 延 長	民 間	15 か所	—	4 時 間 延 長	民 間	4 か所	—	6 時 間 延 長	民 間	2 か所	—	夜 間 保 育 延 長 (翌午前 1 時までの延長保育)	民 間	4 か所	—	合 計		422 か所	27 か所増
区 分		31 年度	増 減																															
1 時 間 延 長	公 立	83 か所	—																															
	民 間	314 か所	27 か所増																															
2 時 間 延 長	民 間	15 か所	—																															
4 時 間 延 長	民 間	4 か所	—																															
6 時 間 延 長	民 間	2 か所	—																															
夜 間 保 育 延 長 (翌午前 1 時までの延長保育)	民 間	4 か所	—																															
合 計		422 か所	27 か所増																															
担 当 課	保育部保育企画室 電話 9 7 2 - 2 5 2 3 (内線 2523) 保育部保育運営課 電話 9 7 2 - 3 0 9 5 (内線 3095)																																	

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 私立幼稚園等における一時預かり事業	草案頁	23頁
予 定 額	1 5 1 , 7 8 7 千円		
事業の概要	1 趣 旨 私立幼稚園等における一時預かり事業の実施か所数を拡大することにより子育て支援の充実を図る。 2 拡 充 内 容 (1) 幼稚園型Ⅰ (拡充) 新制度に移行した私立幼稚園等において、夕刻や夏休み等に1号認定の在園児を一時的に預かる事業を実施 ・実施か所数の拡大 73 か所 (11 か所増) (2) 幼稚園型Ⅱ (新規) 私立幼稚園において、保育を必要とする2歳児を受け入れる事業を実施 5 か所 (平成 31 年 10 月から実施予定)		
担 当 課	保育部保育企画室 電話 9 7 2 - 2 5 2 3 (内線 2523)		

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 私立幼稚園における預かり保育 拡充モデル事業	草案頁	23頁								
予 定 額	47,044千円										
事業の概要	1 趣 旨 私立幼稚園において、保育所等利用基準に準じた保育を必要とする在園児を対象に、教育時間終了後の夕刻や長期休業等に預かり保育の長時間化・通年化を行った場合に補助を行うモデル事業を実施している。 待機児童対策に資する事業として充実を図るため、保育ニーズの高い夏休み等に預かり保育を実施する長期休業特化型の実施か所数を拡大する。										
	2 内 容 (1) 対象児童 保育所等利用基準に準じた私立幼稚園の在園児										
	(2) 実施時間										
	<table><tr><td>区 分</td><td>時 間</td></tr><tr><td>長期休業特化型</td><td>対象：長期休業における月～金曜日 時間：学期中における開園時刻～17 時</td></tr><tr><td>通 常 型</td><td>対象：月～金曜日（通年） 時間：教育時間終了時刻～18 時 (長期休業は学期中における開園時刻～18 時)</td></tr></table>			区 分	時 間	長期休業特化型	対象：長期休業における月～金曜日 時間：学期中における開園時刻～17 時	通 常 型	対象：月～金曜日（通年） 時間：教育時間終了時刻～18 時 (長期休業は学期中における開園時刻～18 時)		
	区 分	時 間									
長期休業特化型	対象：長期休業における月～金曜日 時間：学期中における開園時刻～17 時										
通 常 型	対象：月～金曜日（通年） 時間：教育時間終了時刻～18 時 (長期休業は学期中における開園時刻～18 時)										
(3) 実施か所数											
<table><tr><td>区 分</td><td>31 年度</td><td>増 減</td></tr><tr><td>長期休業特化型</td><td>12 か所</td><td>2 か所増</td></tr><tr><td>通 常 型</td><td>6 か所</td><td>—</td></tr></table>			区 分	31 年度	増 減	長期休業特化型	12 か所	2 か所増	通 常 型	6 か所	—
区 分	31 年度	増 減									
長期休業特化型	12 か所	2 か所増									
通 常 型	6 か所	—									
担 当 課	保育部保育企画室 電話 972－2523（内線2523）										

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 民間保育所等保育士宿舎借上げ支援事業	草案頁	23頁
予 定 額	66,429千円		
事業の概要	1 趣 旨 積極的な保育所等利用待機児童対策などにより、保育士・保育教諭の確保が喫緊の課題となってきた現状への対策として、安定して人材確保ができるよう、民間保育所等が保育士用宿舎を借り上げた場合にかかる経費への支援を拡充する。 2 内 容 (1) 補助対象事業者 保育所、認定こども園、地域型保育事業を運営する事業者 (2) 事業の対象となる保育士 市内の施設・事業所に勤務する採用から5年以内の常勤保育士で、親元から勤務先まで通勤時間が概ね60分を超える者(概ね120分を超える者から拡充) (3) 対象経費 家賃 共益費又は管理費 (4) 補助額 補助基準額(月額)82千円 対象経費の3/4を補助		
担 当 課	保育部保育企画室 電話972-2523(内線2523)		

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 民間保育所等保育士就職マッチング事業	草案頁	23頁
予 定 額	11,590千円		
事業の概要	1 趣 旨 積極的な保育所等利用待機児童対策などにより、保育士・保育教諭の確保が喫緊の課題となってきた現状への対策として、安定して人材が確保できるよう、保育士等と民間保育所等とのマッチングを行う。 2 内 容 (1) 対象 求職者である保育士等と求人者である民間保育所等 (2) 事業内容 保育士等が希望する求職情報（勤務地・勤務時間等）と、民間保育所等が希望する求人情報（所在地・勤務時間等）との双方を登録しマッチングするシステムを導入することにより、保育士等と民間保育所等の双方へ効果的な情報提供を行い、安定した人材確保を図る。		
担 当 課	保育部保育企画室 電話 9 7 2－2 5 2 3（内線2523）		

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 自立支援担当職員の配置	草案頁	23頁
予 定 額	7 5, 0 4 8 千円		
事業の概要	1 趣 旨 貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、児童養護施設に入所している児童に対して社会的自立を支援するため、児童の特性を踏まえ個別に支援を行う専任の自立支援担当職員を配置する。 2 内 容 (1) 配置施設 民間児童養護施設 9 か所 → 12 か所 (3 か所増 全施設に配置) (2) 配置職員 常勤職員各施設 1 人 (3) 主な役割 ア 児童の状況を踏まえた進学・就職・生活支援等の自立支援 イ 施設退所後のアフターケアの充実		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話 9 7 2 - 2 5 1 6 (内線 2516)		

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) にじが丘荘の移転改築	草案頁	24頁
予 定 額	債務負担行為 期 間：平成 3 2 年度 限度額：5 5 1, 0 0 0 千円		
事業の概要	1 趣 旨 母子生活支援施設「にじが丘荘」について、施設の老朽化の解消とともに、入所者の生活環境の改善を図るため、移転改築整備を行う。 2 整備計画 (1) 予定地 千種区北千種二丁目 (2) 定員 3 0 世帯 (3) 整備スケジュール 平成 31～32 年度 改築工事、移転 (4) 主な改善内容 ア 居室面積の拡大 イ 相談業務を行う専用室の設置 ウ 共同便所・共同浴室の解消		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話 9 7 2 - 2 6 2 6 (内線 2626)		

平成 31 年度主な施策等一覧

健康福祉局
子ども青少年局

事 項	(拡充) 上飯田福祉会館・上飯田児童館の セミリニューアル改修の設計	草案頁	20頁 24頁
予 定 額	7, 0 0 0 千円 ⎡ 健康福祉局 3, 6 0 0 千円 ⎤ 		

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 公立保育所の改修基本調査	草案頁	24頁
予 定 額	3, 0 0 0 千円		
事業の概要	1 趣 旨 公立保育所の老朽化対応を実施するにあたって、その改修方法例として、園運営を現地で継続しながら改修を行う手法の有効性を検討するために必要な調査を行う。 2 調査方法 園舎や園庭の形状を類型化した上で、老朽化対応や将来的にも有効となる設備機能向上などの改修を、園運営を継続しながら行うために必要な手法、工事期間、費用の調査を実施 《参 考》 公立保育所は、築 30 年以上が約 9 割、うち築 40 年以上が約 6 割		
担 当 課	保育部保育運営課 電話 9 7 2 - 3 1 8 8 (内線3188)		

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 債権管理体制の強化	草案頁	24頁
予 定 額	54,051千円		
事業の概要	1 趣 旨 区役所民生子ども課が回収を担当している 5 債権（民間保育所利用者負担金、児童入所施設徴収金、児童手当返還金、児童扶養手当返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金）について、債権管理に係る取組みをより強化していくため、債権管理を専任で実施する嘱託職員（児童福祉債権管理嘱託員）の配置を拡充する。 2 内 容 (1) 新たに配置する人数 8 人（千種区・東区・西区・中村区・昭和区・瑞穂区・熱田区・名東区） ※平成30年度：8 人→平成31年度：16人 (2) 配置予定時期 平成31年7月 (3) 主な業務内容 上記債権に関する以下の業務 ア 債権管理台帳の管理、所管する債権の一元管理 イ 納付相談 ウ 滞納世帯に対する電話等による催告業務 エ 督促業務に係る補助		
担 当 課	保 育 部保育企画室 電話972－2523（内線 2523） 子育て支援部子ども福祉課 電話972－2516（内線 2516） 子ども未来企画担当部子ども未来企画室 電話972－3025（内線 3025）		

平成 31 年度主な施策等一覧

健康福祉局
子ども青少年局

事 項	(拡充) 保健と福祉の連携強化に向けた 環境整備		草案頁	27頁
予 定 額	89,800千円	健康福祉局 88,030千円 子ども青少年局 1,770千円		
事業の概要	1 趣旨 利用者にとって分かりやすい窓口とするため、全ての区において、福祉課と保健予防課に分かれている障害福祉の窓口を福祉課へ集約することを視野に環境整備を進めると共に、まずは保健センターが単独庁舎となっている5区（中村・瑞穂・港・南・緑区）において、転入時の手続きや制度利用にあたって区役所と保健センターを行き来する負担を軽減することを目的として、平成31年度に精神障害者福祉や難病等の申請窓口を区役所庁舎内へ移設する。 2 内容 ・事務室のレイアウト変更 ・受付窓口、待合スペース、相談室の整備 ・庁舎内の標示、案内板等の変更 ・LAN配線 ・備品購入 ・システム改修 3 保健センター単独庁舎区における窓口移設の実施時期 平成31年5月7日（火）			
担 当 課	(健康福祉局) 総務課 電話 972-2509 (内線2509) (子ども青少年局) 子育て支援部子育て支援課 電話 972-2601 (内線2601)			

平成 31 年度主な施策等一覧

子 ども 青 少 年 局

事 項	(拡充) 不育・不妊専門相談センターの設置	草案頁	28頁
予 定 額	3, 1 4 1 千円		
事業の概要	1 趣 旨 名古屋市立大学病院に設置している不育症専門相談窓口を拡充し、不妊症に対する相談も可能とする「不育・不妊専門相談センター」とし、不育症や不妊症に悩む夫婦等に対する更なる相談機能の強化を図る。 2 事業内容 (1) 相談日時 週 2 日、1 日 3 時間 (2) 実施方法 ア 委託先 公立大学法人名古屋市立大学 イ 相談方法 電話 ウ 相談員 専門知識を有するカウンセラー（臨床心理士等） (3) 実施予定時期 平成 31 年 7 月		
担 当 課	子育て支援部子育て支援課 電話 9 7 2 - 2 6 0 1 （内線2601）		

平成 31 年度主な施策等一覧

子 ども 青 少 年 局

事 項	(拡充) 特定不妊治療費助成事業	草案頁	28頁							
予 定 額	6 9 1 , 5 6 6 千円									
事業の概要	1 趣 旨 夫婦ともに不妊治療が必要な場合は、医療費が更に高額になることから、男性不妊の初回治療にかかる助成の拡充をすることにより、経済的負担の軽減を図る。									
	2 拡充内容 特定不妊治療に至る過程の一環として、男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）を行った場合、初回治療に限り、30万円まで助成。									
	【助成上限額の比較】									
	<table><tr><td>男性不妊治療を実施</td><td>現 行</td><td>31年度</td></tr><tr><td>初回治療の場合</td><td rowspan="2">15万円</td><td>30万円</td></tr><tr><td>初回治療を除く</td><td>15万円</td></tr></table>			男性不妊治療を実施	現 行	31年度	初回治療の場合	15万円	30万円	初回治療を除く
男性不妊治療を実施	現 行	31年度								
初回治療の場合	15万円	30万円								
初回治療を除く		15万円								
	※他の治療内容については、現行制度どおり									
担 当 課	子育て支援部子育て支援課 電話 9 7 2 - 2 6 0 1 （内線2601）									

平成 31 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) ブロック塀の撤去等	草案頁	33頁																								
予 定 額	4 1 4 , 7 0 6 千円																										
事業の概要	1 趣 旨 地震発生時の児童の安全に配慮し、現行の建築基準に不適合のブロック塀等について、撤去等の対策を実施する。																										
	2 内 容																										
	(1) 対象となる施設 敷地内または敷地に面する隣地内に安全性に問題のあるコンクリートブロック塀または鉄筋コンクリート組立塀を有する施設																										
	<table><tr><td>区 分</td><td>か所数</td><td>金 額</td></tr><tr><td>公立保育所</td><td>21か所</td><td>159,100千円</td></tr><tr><td>児童館</td><td>3 か所</td><td>24,463千円</td></tr><tr><td>公立児童自立支援施設等</td><td>3 か所</td><td>27,906千円</td></tr><tr><td>民間保育所等</td><td>45 か所</td><td>84,278千円</td></tr><tr><td>民間児童養護施設等</td><td>6 か所</td><td>13,648千円</td></tr><tr><td>留守家庭児童健全育成事業</td><td>70 か所</td><td>25,311千円</td></tr><tr><td>どんぐりひろば等</td><td>134 か所</td><td>80,000千円</td></tr></table>			区 分	か所数	金 額	公立保育所	21か所	159,100千円	児童館	3 か所	24,463千円	公立児童自立支援施設等	3 か所	27,906千円	民間保育所等	45 か所	84,278千円	民間児童養護施設等	6 か所	13,648千円	留守家庭児童健全育成事業	70 か所	25,311千円	どんぐりひろば等	134 か所	80,000千円
	区 分	か所数	金 額																								
	公立保育所	21か所	159,100千円																								
	児童館	3 か所	24,463千円																								
	公立児童自立支援施設等	3 か所	27,906千円																								
	民間保育所等	45 か所	84,278千円																								
	民間児童養護施設等	6 か所	13,648千円																								
留守家庭児童健全育成事業	70 か所	25,311千円																									
どんぐりひろば等	134 か所	80,000千円																									
(2) 主な実施内容																											
・ ブロック塀等の撤去及びフェンスの新設																											
・ ブロック塀等の撤去ができない場合、倒壊防止のためのフェンスの設置等の安全対策を実施																											
・ 民間施設における上記撤去等にかかる費用の補助																											

	(3) 主な補助内容 ・民間保育所等 補助率 3 / 4 単価上限 150千円 / m ・民間児童養護施設等 補助率 3 / 4 単価上限 113千円 / m ・留守家庭児童健全育成事業 補助率 2 / 3 単価上限 25千円 / m
担 当 課	【どんぐりひろば等に関すること】 子育て支援部子育て支援課 電話 9 7 2 - 2 6 0 1 (内線2601) 【公立児童自立支援施設等・民間児童養護施設等に関すること】 子育て支援部子ども福祉課 電話 9 7 2 - 2 5 1 6 (内線2516) 【民間保育所等に関すること】 保育部保育企画室 電話 9 7 2 - 2 5 2 3 (内線2523) 【公立保育所に関すること】 保育部保育運営課 電話 9 7 2 - 3 0 9 5 (内線3095) 【児童館に関すること】 青少年家庭部青少年家庭課 電話 9 7 2 - 3 2 5 6 (内線3256) 【留守家庭児童健全育成事業に関すること】 青少年家庭部放課後事業推進室 電話 9 7 2 - 3 0 9 1 (内線3091)